

令和元年 第2回臨時会

屋久島町議会議録

令和元年 7月29日 開会

令和元年 7月29日 閉会

令和元年
第2回臨時会

屋久島町議会議録

屋久島町議会

令和元年第2回屋久島町議会臨時会会期日程

自7月29日・至7月29日（1日間）

月	日	曜	会議別	日	程
7月	29日	月	本会議	○開	会

令和元年第2回屋久島町議会臨時会

第 1 日

令和元年7月29日

令和元年第2回屋久島町議会臨時会議事日程（第1号）

令和元年7月29日（月曜日）午前11時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第57号 船舶建造工事請負契約の締結について

（町長提出）

○閉会の宣告

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

1. 出席議員（16名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	眞邊真紀君	2番	相良健一郎君
3番	岩山鶴美君	4番	上村富士高君
5番	大角利成君	6番	渡邊千護君
7番	石田尾茂樹君	8番	榎光徳君
9番	眞邊有次君	10番	高橋義友君
11番	小脇清保君	12番	日高好作君
13番	下野次雄君	14番	寺田猛君
15番	岩川修司君	16番	岩川俊広君

1. 欠席議員（0名）

1. 出席事務局職員

議会事務局長	岩川茂隆君	議事調査係長	鬼塚晋也君
議事調査係長	井綾乃君		

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

職名	氏名	職名	氏名
町長	荒木耕治君	教育長	塩川文博君
副町長	岩川浩一君	会計課長兼会計管理者	佐々木昭子君
総務課長（併任） 選挙管理委員会事務局長	鎌田勝嘉君	政策推進課長	松本薫君
観光まちづくり課長	竹之内大樹君	町民課長	日高邦義君
福祉支援課兼福祉事務参事 （福祉支援担当）	寺田太久己君	健康長寿課長	日高孝之君
生活環境課長	矢野和好君	産業振興課長（併任） 農業委員会事務局長	鶴田洋治君
建設課長	日高一成君	電気課長	塚田賢次君
地域住民課統括係長 （宮之浦・永田出張所担当）	斉藤美恵君	監査委員事務局長	岩川茂隆君
教育振興課長	計屋正人君	政策推進課参事 （財産管理担当）	山口健蔵君
政策推進課企画調整係長 （船舶建造担当）	清岡幸次君		

△ 開 議 午前 11 時 05 分

○議長（岩川俊広君）

おはようございます。

ただいまから令和元年第 2 回屋久島町議会臨時会を開会します。

会議を開く前に、岩山鶴美君から発言を求められておりますので、これを許可します。

○3 番（岩山鶴美君）

令和元年の 6 月の 21 日の第 2 回屋久島町議会定例会において、付託事件の発議 1 号、屋久島町選挙管理委員濱崎勝秀君の罷免決議についての私の反対意見の討論の中で誤りがありましたので、訂正をさせていただきます。

私は発議者の小脇清保議員、賛同者の渡邊千護議員、眞邊真紀議員、そして公述人の松田正氏、同じく三輪等氏、同じく當麻祥宏氏が、戸別訪問の件を「全国例のない戸別訪問までして、署名の確認を行った。世界自然遺産の看板をしょっている屋久島に汚点を残した。その汚点を払拭するのは、罷免以外に方法はない」と述べていますが、この方々は訪問による事情聴取を違法とする法的根拠を何も示していません、と答弁をいたしました。私が発議者、賛同者、公述人を一くりにしていたことで、誤解を与える発言になってしまいました。

よって、次のように訂正をさせていただきたいと思います。

発議者の小脇清保議員、賛同者の渡邊千護議員、眞邊真紀議員、そして公述人の松田正氏、同じく三輪等氏、同じく當麻祥宏氏が、それぞれ意見を述べられましたが、松田正氏は、戸別訪問の件を「全国例のない戸別訪問までして、署名の確認を行った。世界自然遺産の看板をしょっている屋久島に汚点を残した。その汚点を払拭するのは、罷免以外に方法はない」と述べていますが、訪問による事情聴取を違法とする法的根拠を何も示していません。

以上です。大変失礼をいたしました。おわびを申し上げます。

以上です。

○議長（岩川俊広君）

これから本日の会議を開きます。

△ 日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（岩川俊広君）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定によって、12 番、日高好作君、13 番、下野次雄君を指名します。

△ 日程第2 会期の決定

○議長（岩川俊広君）

日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日1日間としたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日間とすることに決定しました。

△ 日程第3 議案第57号 船舶建造工事請負契約の締結について

○議長（岩川俊広君）

日程第3、議案第57号、船舶建造工事請負契約の締結についてを議題とします。

町長に提出理由の説明を求めます。

○町長（荒木耕治君）

おはようございます。

本臨時会に提案をしております、議案第57号、船舶建造工事請負契約の締結につきまして、御説明を申し上げます。

町営船を建造するため、公募型プロポーザルを実施した結果、株式会社渡辺造船所を契約の相手方とし、18億1,500万円で、代表取締役会長渡邊悦治と工事請負契約を締結しようとするものであります。

以上で説明を終わります。

御審議の上、議決賜りますようよろしく願いを申し上げます。

○議長（岩川俊広君）

しばらく休憩します。

休憩 午前11時09分

再開 午前11時22分

○議長（岩川俊広君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○1番（眞邊真紀君）

先程も、全員協議会の中で質問しましたがけれども、この代替船の喫水が3.1メートルになっております。プロポーザルの要件としては、3メートル絶対に以下であるということが、何度も指し示されていたと思うんです。

3.1メートルになったことで、結局プロポーザルのとき、プレゼンの資料で出している、この図面を見ると、全長ももろもろ、もちろん喫水位置を変えているので、船の大きさ自体が変わっています。

これというのは、結局プレゼンしていたときの内容の船とは全く違うものなので、長さも、これは、そこで評価したものとは同一のものではない。これは非常にまずいかと思うんですが、その辺、いかがですか、町長。

○議長（岩川俊広君）

ただいまの質疑に対して答弁を求めます。

○副町長（岩川浩一君）

先程、議論の経過、私も聞かせていただきました。

まず、御理解をいただきたいと思うんですが、プロポーザル方式での入札を行いました。プロポーザルというのは、色んな多目的な多方面の考え方をお聞きをして、いわゆる設計者を選定をする方式だと言われております。

そして、もう一つは価格で選定する方式、通常行われている入札方式です。もう一つは、コンペ方式というのがございまして、これはいわゆる設計書を選定するという方式でございます。ですから、色んな業者に設計書の優秀なものを選ぶというのがコンペ方式。色んな多面的な考え方をお聞きをして、設計者を選ぶ方式がプロポーザルというふうに理解をしております。

そして、プロポーザル方式で選んだ業者が提案をした、これは提案書という言い方を、我々受け取っておりますけれども、設計書じゃなくてですね、提案書と、それから今後その提案書に基づいてヒアリングを行う、色々協議を行って、最終的な船型含めた最終案を決定をするという流れが、プロポーザルというふうに理解をしておりますので、その協議のヒアリングの中でよりベストだろうという判断をしたということで捉えておりますので、その選定の過程と結果について、法的な何か瑕疵があるということにはならないんじゃないかというふうに理解をしておりますので、色々協議の過程の中でそのほうがベストだということで、そうなったということで、御理解をぜひいただきたいというふうに思います。

○1番（眞邊真紀君）

ほかにも参加した会社があります。計画を立てるために、プレゼンする資料をつくるために、100万円じゃきかないお金を使っていると思うんです。

喫水が499トンで、3メートル以下という厳しい条件を突きつけられて、一生懸命計画をつくってプレゼンされたと思うんですよ。それは絶対3メートル以下でというお願いをまず最初につけてましたよね。それをひっくり返すようなことを、業者が選定されてからされたとなると、ほかの会社にとっては、非常に公平性、平等性がないというふうにとられると思うんです。

これは非常にまずいやり方なので、ぜひちょっと立ち返っていただいて、執行部のほうで協議をするべきだと思います。

契約がある程度決まってから、こうやって内容を変えてくるというのは、明らかにルール違反だと思うので、ちょっとそこは協議していただけませんか。これが正当であるという理由を明確に言えますか、ほかの会社にも。どうぞよろしくお願いします。再度協議されることを望みます。

○副町長（岩川浩一君）

今、議員、ルール違反という言葉をお使いになられましたけれども、ルール違反ということには当たらないということは再度申し上げておきたいと思います。

例えば、プロポーザルで設計者を決定をし、提案をされた設計書に一部も変えなくて建物を建てる。それじゃないとこの契約自体は無効だということには、このプロポーザル方式というのは、提案書からさらに業者とのヒアリングを経て最終案を決めていくという形でありますので、確かに建物でも最終設計書と最終案が若干違うというのは、よくこの業界ではあることでありまして、よりよいものをつくるという過程の中で、そういう決定をしたことでありますから、不法な決定をしたということには当たらないということだけは申し上げておきたいと思います。

○1番（真邊真紀君）

私は不法などとは言っていないんですけれども、この喫水が2.85、現在のフェリー太陽が2.85で、非常にすれすれであるというのを、何度も議会、委員会の中でも聞きました。それが、3.1メートルでも大丈夫だというのが、後づけで示されたら何なんだろうかと、499トンで3メートルじゃ本当にかつかつだろうかと、素人から見ても思っていたので、ほかの会社に、これ3.1メートルでよいとして、設計図が出てきたら、違うものが提示された可能性だってあるんですよ、プロポーザルのときに。

そこが非常にまずいんじゃないかなというので、立ち返っていただきたいというのは、そこです。

○議長（岩川俊広君）

ほかに質疑ありませんか。

○13番（下野次雄君）

副町長が答弁してますので副町長にお尋ねしたいんですけども、同僚議員からも色ん

な質問があったんですけども、プロポーザルをするときの条件として、再三言っていますけれども、3メートル以内ということの提案があって、色んな業者がそこに色んな工夫をしながら臨んだと思うんですけども、最終的には3.1メートルになりましたということなんですよ。

そうしたときに、本当に、例えば点数制の入札になっていきますので、そこら辺はやっぱりその喫水は3メートル以内というのと、3.1になって、色んな面で設計のあり方が違ってくると思うんです、業者としては。

そこら辺も含めて、副町長は、何ら問題ないという話になって、その答弁をされてますけれども、やっぱり業者に対して、平等性という面から、副町長は極めてそれも平等を保った入札のあり方だというふうに思っているのかお伺いしたいと思います。

○副町長（岩川浩一君）

喫水3メートルということで提案をしてくださいということで、一律投げかけをしまして、それぞれの船の船型、それから速さ、貨物室の形態、それからエレベーターをつくる、つけない、それから荷役のための順路をどうをとっていくと、多方面から提案をいただいたのが、このプロポーザルでございます。

そういう中で、今、下野議員おっしゃるとおり、色んな点数をつけて、価格ももちろん安いのが一番いいわけですから、価格の点数、それから荷役の利便性はどうか、船室の形状はいいのか、どうか、もろもろ何十項目から点数を勘案をして選んだのがプロポーザルであります。

そういう点からいたしまして、その3メートルが3.1になったということは御指摘のとおり、それは当初想定をしていなかったわけですけども、3.1にすることにより、より船が安定をすると、そして、口永良部、島間も、入港に支障はないということでの、そういう協議の中で、そういうふうになったというふうに聞いておりますので、先程申しましたとおり、色んな各方面から、その喫水だけじゃなくて、色んな方面から点数をつけて決めたことでもありますから、それが3.1になったということで、非常に不平等になったということではないんじゃないかというふうに考えております。

○13番（下野次雄君）

そういうふうな判断になるんでしょうけれども、やっぱりそこに参加した業者というのは、終わってから、我々には3メートル以内で、喫水が3メートル以内で設計をなさいという、3メートル以内でプロポーザルに参加してくださいという話になって、皆がそれに応じてそれなりの計画を立ててきたと思うんです。

私は、船をつくるために、何が一番大事なのかというと、我々楠川なんかにしてそうなんですけれども、トビウオ船もつくりましたよ、何遍も。全部それもずっと見ています。

そういったものに関して、やっぱり一番重要視するのは喫水なんです。それによって船足が違ってきたりとか、あるいは、トビウオ獲りの作業をするときにも、その作業がしやすくなるとか、そういったものを総合したときに、設計を船大工が船をつくる時には、喫水を中心とした形の中でつくっていくというのが、船づくりの基本であると思うんです。その中で、プロポーザルするときには3メートル以内と、それででき上がって見たら3.1メートルでしたと。

これで本当に平等性を保てるのかなといったときに、私、非常に疑問視しなくちゃいけない。だったら、例えば、その外れた業者に、私がそうだという業者にしてみれば、そんなんやったら、私もプロポーザルに臨むことが違ったんだがというふうに思われても、私、仕方がないんじゃないかなという気がするんです。

それらも含めて、本当に平等性に欠けてないのか、後出しじゃんけんみたいな形にならないのか、私、説明責任がありますから、町民に。しっかりと私は答弁をしていただきたい、いうふうに思います。どうぞ。

○町長（荒木耕治君）

議員が御指摘のとおり、3メートルが3.1になったということで、先程から副町長説明をしておりますけれども、プロポーザルで総合的に判断をしました。

要するに、皆さんも御案内のとおり、この入札といいますか、プロポーザルは一遍1年前に流れたプロポーザルでございます。今、造船業界が非常に忙しいというか、そういうものもありました。

今回、再度、プロポーザルをお願いをして、公募をしましたけれども、最終的には3者でございます。3者のプロポーザルでございます。

今、言われるように、2.8でもということですが、今のフェリー太陽も干潮の喫水時が、そのようにつくったときよりも港が大分浅くなってきたというのも現実です。

ですから、今、港湾を浚渫をやって、その深さを保つようにということは、県とも協議をされていて今さなかでございます。ですから、かなりの量を毎年浚渫をしてもらうという、それでないと船も安定的につけないということでございます。

先程言いましたように、プロポーザルの中で総合的に判断をした。その中で、設計の段階で専門家、あるいはそういうことで色々やって、3.1喫水でも口永良部、島間可能だろうということで、こういうことになったんだろう。

これは平等性を欠くとか、どうか言いますけれども、それはプロポーザルの時点で、お互いに3メートル、ここも3メートルで出した。そして、同じ3メートルの中で、プロポーザルで審査をされたわけです。その結果、この渡辺さんが総合点でいいだろうということで、その後設計で細かい段階をやっていくときに、喫水を3から3.1にしたということで、それは最初からこの造船だけが3.1で来たわけではありませんので、そこ

ら辺の経緯はですね、専門的な方等も入れて色々と検討した結果、これで大丈夫だろうということ、報告を受けたんで、私が今提案をしているところでございます。

○13番（下野次雄君）

要するに、私が再三話をさせてもらっているのは、本当にそれで平等性を保っていれば、それでいいんです。あとの要するに2者ですか、そういった人からのクレームがあったりとか、そういったものがなければ、それでいいと思うんですけども、そこら辺も含めて、先程、全協の中で、担当がそこの外れた2者に対して何の説明もされていないということでしたので、そこら辺はやっぱり誠意として、こういうふうに決まりました、ということくらい報告があっているのかなというふうに思うんですけども、そういったものもする必要がないということであれば、それで結構でしょうけれども、やっぱり微に入り細に入りしてそういったものを、報告すべきことがあれば報告もしたりとか、そういったものをしてやったりみんなが納得できるような方向性を保っていただければいいのかなと思いますので、平等性はちゃんと保ってますよということであれば、私はそれでいいのかなというふうに思いますので、そこら辺もきちっとして、町民に対しても、あるいは、業者に対しても説明責任ができるような形の中で、そういうふうなものを結論をさせていただければなというふうに思います。

よろしくお願ひしたいと思ひます。

○町長（荒木耕治君）

3者で、例えば提案が10項目について提案をしてください。要するに、その中で、3者の中で半分しか書いてないところもあります。三人が三様です。だから、10出して10来ているところもないんですよ。これは受けてから決めますとかっていうのも、そういう項目も幾つかあるわけでございます。

ですから、今、議員が言われるように、配慮が足りなかったということであれば、そういうことはきちんとほかのところに、そういうことは説明をしておわびといいますか、説明はしたいと思ひます。

○議長（岩川俊広君）

ほかに質疑ありませんか。

○15番（岩川修司君）

今、町長の答弁を聞いていました。

3者にプロポーザル方式でお願いをしたと、そういう中で、町の考えとしては3メートル以内で喫水をやってほしいということで、それを3者の方にお問い合わせしたら、3者の方それぞれの3メートル以内で多分来たと思うんです。

その中で、10項目によって、色々総合的な検査をすると。そして渡辺さんが上がっていったと。私はそれは何の問題なく、違反でも何でもありません。

建設会社にしても、何十者と入札をします。その中でも設計変更、必ず出てきます。設計変更がないところって、僕ほとんど、ここに課長いますけど、ないのかなと、そういう気がします。

その中で、3.1にしたときに安定性を保つ、またそうであれば、私はそこで協議をされたわけですから、それは報告と、議会の中に報告することで、私はそれで問題がないのかなという気はいたします。

それと、建造費が、3.0と3.1とかなり違うのであれば、そこら辺はやっぱり議論するべきところはあるんだろうと思うけど、建造費に関しては、係長、変わらないわけでしょう。座ったままでいいです。

○政策推進課企画調整係長（船舶建造担当）（清岡幸次君）

建造費は変わりません。

○15番（岩川修司君）

変わらなければ何ら安定性を保つ算定基準であれば、私はそれにこしたことはないのかなという気はいたします。

それと、もう一つ、今さっき町長がおっしゃったように、口永良部の、マイナス何メートルですか、あそこは。口永良部漁港。マイナス3メートル、2メートル、4メートル、幾らですか。

○政策推進課企画調整係長（船舶建造担当）（清岡幸次君）

マイナス4.5です。

○15番（岩川修司君）

だから、浚渫するに、今作業をしているわけですから、そして、またなおかつ10センチのことで、安定性が保たれる。そして安全安心ということであれば、私はそれにこしたことはないと思います。

そして、建造費が全然変わらないとなれば、またいいことだと思っております。それだけです。

質疑としては、建造費が3.1と3メートルとどうだったのかということだけの質疑です。

○議長（岩川俊広君）

ほかにありませか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、ただいま議題になっております議案第57号は、会議規則第39条第3項の規

定によって、委員会付託を省略することについて採決します。

お諮りします。

議案第57号は、委員会の付託を省略することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第57号は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから、討論と採決を行います。

まず、議案第57号、船舶建造工事請負契約の締結について討論を行います。

討論はありませんか。

まず、反対者の発言を許します。

○1番（眞邊真紀君）

先程から、喫水の変更、もろもろ全長長さの変更も出たと、あたかも細微な変更のようなイメージなんですけれども、やっぱりプロポーザルで条件で示した喫水3メートル以下というのは、今まで出てきた議会、委員会のやりとりの中で、これは絶対3メートル以下しかだめなんだなというようなことを、私の中はかなり強くすり込まれてきて、フェリー太陽の喫水が2.85で、じゃあ、本村港の浚渫をしたらどうなんですかということとかも、委員会で言ったことがありました。本村港の浚渫には5,000万円ほどかかるのでというので、それを繰り返しやるのは、非常に現実的ではないという答えもありました。

なので、全長を長くして喫水3.1メートルにして、浚渫するということも考慮の中に入っているとおっしゃっていましたが、それ相当にやっぱり費用がかかってきます。なので、これ、最初にほかの会社にも、プロポーザルで、3.0以下で喫水を設計というか、計画をいただいているので、やっぱりこれ振り出しに戻して、もう一度きちんと平等性をもったプロポーザルを行うべきだと、私は強く思います。

なので、今回のこの契約には反対いたします。

○議長（岩川俊広君）

次に、賛成者の発言を許します。

○7番（石田尾茂樹君）

最後までお話ししないでおこうと思っていましたが、私と寺田議員、2名がこの建造委員会にかかわっています。

その中で、先程からプロポーザル方式でこの船を決定してきたということは、皆さんも御承知だと思っています。

プロポーザル方式というのは、企画提案を受けて、これ設計を選ぶんじゃないんです

よ。設計者を選ぶというふうに理解していただきたいと思っています。その中で、我々も、渡辺造船所、熊本ドック、もう一者はどこでしたっけ、三浦造船所と色々質疑応答をしました。

示されたこの図面を見てみますと、ブリッジの位置も違いますし、中の配置図も違います。そこは実施する中で、よりよい船をつくるためにはこうやってほしい、そうするべきではないかという提案をしています。そこには、機構が入って専門的な見地から、色々我々を指導しながら、そして船長、機関長も入りながら、このよりよい船をつくっていく。

皆さんも御承知のとおり、外海離島です。そこを走る船がまた火山を抱えて緊急のときにどう走っていくのか、非常時のときにどう対応するのかということであれば、やはりその提案を受けて、可能な限りいい船をつくるということから考えますと、最初にプロポーザルで示した提案の中で、若干変わっていますが、そのことについては、実施設計の中で協議をしていく、それでよりよい船をつくっていくということでは、私としては、それは何も問題ないと思います。

ですから、これに賛成したいと思います。

○議長（岩川俊広君）

次に、反対者の発言を許します。

○11番（小脇清保君）

問題ないんじゃない、問題ありますよ。これ、私、担当課じゃないから、この契約の説明の経緯はよくわかりませんでしたけれども、本村港を浚渫するには、5,000万円かかると、お金がかかるんで、3メートルで仕上げなければいけないという条件を出しているわけですから、これはやっぱりプロポーザルで落札したところは、3.1メートルを超えるということは、危険も伴うんじゃないんですか。船底を擦るとか何とかいう問題が。

問題ないんじゃない。このこと自体がもう問題なんですから。これはもう一回やり直す必要があると思いますね。

○議長（岩川俊広君）

次に、賛成者の発言を許します。

ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

これで、討論を終わります。

これから、議案第57号、船舶建造工事請負契約の締結についてを採決します。

この採決は、電子採決によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[電子採決]

○議長（岩川俊広君）

押し忘れ、押し間違いはありませんか。

賛成多数です。

したがって本案は原案のとおり可決されました。

これで、本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

令和元年第2回屋久島町議会臨時会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉 会 午前11時52分

地方自治法第123条の規定により、ここに署名する。

屋久島町議会議長

屋久島町議会議員

屋久島町議会議員